

令和7年

第2回定例会議案書

会期 自：令和7年6月3日
至：令和 年 月 日

議案第48号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 処 分 事 項 | 白浜町税条例の一部を改正する条例 |
| 2 専決年月日 | 令和7年3月31日 |

白専第4号

専 決 処 分 書

白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

白浜町長 大江 康弘

白浜町条例第23号

白浜町税条例の一部を改正する条例

白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第51条第1項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる者のほか、特別の事由がある場合 町長が別に定める額

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め

、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の白浜町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の白浜町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、白浜町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の

規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 白浜町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

白浜町税条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 個人町民税における特定親族特別控除の創設に伴う改正
- (2) 軽自動車税の改正
 - ① 軽自動車税種別割の車両区分の見直しに伴う税率区分の改正
 - ② マイナ免許証の運用開始に伴う身体障害者等の減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備
- (3) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直しに伴う特例規定の新設

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、「個人町民税における特定親族特別控除」の規定は、令和8年1月1日から施行し、「加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直しに伴う特例」の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 49 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 処 分 事 項 | 白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 2 専決年月日 | 令和 7 年 3 月 31 日 |

白専第5号

専 決 処 分 書

白浜町都市計画税条例（平成18年白浜町条例第50号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

白浜町長 大江 康弘

白浜町条例第24号

白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例

白浜町都市計画税条例（平成18年白浜町条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第17項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白浜町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

白浜町都市計画税条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

地方税法の一部改正に伴い、既存の規定に項ずれが生じることから白浜町都市計画税条例の該当規定について、所要の整備を行う。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第50号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 処 分 事 項 | 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 2 専決年月日 | 令和7年3月31日 |

白専第6号

専 決 処 分 書

白浜町国民健康保険税条例（平成18年白浜町条例第51号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

白浜町長 大江 康弘

白浜町条例第25号

白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白浜町国民健康保険税条例（平成18年白浜町条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白浜町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

白浜町国民健康保険税条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）の公布に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の減額について、5割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を30万5千円（現行：29万5千円）に、2割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を56万円（現行：54万5千円）に引き上げる。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第51号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 処 分 事 項 | 白浜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 2 専決年月日 | 令和7年3月31日 |

白専第7号

専 決 処 分 書

白浜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成25年
白浜町条例第27号）の一部改正について、地方自治法（平成22年法律第67号）第1
79条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

白浜町長 大江 康弘

白浜町条例第26号

白浜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を
改正する条例

白浜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成25年
白浜町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成37年3月31日」を「令和17年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の
一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号）の公布に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

半島振興法の一部改正に伴い、地方税の不均一課税に伴う措置を規定した同法の失効期限が令和17年3月31日まで延長されたことから、当該不均一課税に関し必要な事項を定めた条例の効力の日を同日まで延長する。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第52号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- 1 処 分 事 項 令和7年度白浜町一般会計補正予算（第1号）
- 2 専決年月日 令和7年4月18日

白専第8号

専 決 処 分 書

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第1号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月18日

白浜町長 大江 康弘

令和 7 年度

白浜町一般会計補正予算（第 1 号）

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度白浜町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,000千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ14,663,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月18日専決

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		974,533	24,000	998,533
	3. 委託金	75,860	24,000	99,860
歳入合計		14,639,000	24,000	14,663,000

単位：千円

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,686,190	24,000	2,710,190
	4. 選挙費	60,148	24,000	84,148
歳 出	合 計	14,639,000	24,000	14,663,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金	974,533	24,000	998,533
歳入合計	14,639,000	24,000	14,663,000

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,686,190	24,000	2,710,190	24,000			
歳出合計	14,639,000	24,000	14,663,000	24,000			

2 歳 入

(款) 16. 県支出金

(項) 3. 委託金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 総務費県委託金	75,860	24,000	99,860	4. 選挙費委託金	24,000	県知事選挙費委託金 24,000
計	75,860	24,000	99,860			
歳入合計	14,639,000	24,000	14,663,000			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
5. 県知事選挙費	0	24,000	24,000	24,000				1. 報酬	3,370	開票管理者報酬 10,800円×1人 開票立会人報酬 8,900円×10人 期日前投票管理者報酬 11,300円×32人 期日前投票立会人報酬 9,600円×64人 投票管理者報酬 12,800円×35人 投票立会人報酬 10,900円×70人 会計年度任用職報酬（4人） 会計年度任用職報酬（手当分）	11 89 362 615 448 763 569 513
								3. 職員手当等	7,064	超過勤務手当	7,064
								7. 報償費	110	ポスター掲示場設置所謝礼	110
								8. 旅費	46	通勤費用（会計年度任用職） 普通旅費	42 4
								10. 需用費	4,889	コピー代 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費	150 3,509 40 734 456
								11. 役務費	2,474	電話料	90

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										郵便料 1,780 広告料 362 器具点検手数料 207 設備管理手数料 30 両替等手数料 5
								12. 委託料	5,271	ポスター掲示場設置等委託料 3,625 システム保守委託料 400 選挙公報配布委託料 440 分類機立会委託料 156 会場設営等委託料 650
								13. 使用料及び賃借料	776	器具等借上料 210 施設使用料 284 有料道路通行料 8 駐車場使用料 2 投票システム利用料 77 携帯電話借上料 195
計	60,148	24,000	84,148	24,000						
歳出合計	14,639,000	24,000	14,663,000	24,000						

給 与 費 明 細 書

単位：千円

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	地域手当	その他の手当			
補正後	長 等	3		22,440	8,710 (3.45)		6,342	37,492	4,664	42,156 その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.45)			45,016	9,186	54,202
	その他の 特 別 職	1,835	69,063					69,063		69,063
	計	1,850	103,263	22,440	19,526		6,342	151,571	13,850	165,421
補正前	長 等	3		22,440	8,710 (3.45)		6,342	37,492	4,664	42,156 その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.45)			45,016	9,186	54,202
	その他の 特 別 職	1,623	66,775					66,775		66,775
	計	1,638	100,975	22,440	19,526		6,342	149,283	13,850	163,133
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0	0	0
	議 員	0	0		0 (0.00)			0	0	0
	その他の 特 別 職	212	2,288					2,288		2,288
	計	212	2,288	0	0		0	2,288	0	2,288

2 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(202) 295	347,311	1,084,141	874,388	2,305,840	450,320	2,756,160	
補正前	(198) 295	346,229	1,084,141	867,324	2,297,694	450,320	2,748,014	
比 較	(4) 0	1,082	0	7,064	8,146	0	8,146	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	31,554	24,245	18,817	12,160	70,799	23,500	17,460	302,821	267,711
	補正前	31,554	24,245	18,817	12,160	63,735	23,500	17,460	302,821	267,711
	比 較	0	0	0	0	7,064	0	0	0	0

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	1,335	1,574	648	74,928		26,836			
	補正前	1,335	1,574	648	74,928		26,836			
	比 較	0	0	0	0		0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	290		1,066,912	752,483	1,819,395	362,755	2,182,150	
補正前	290		1,066,912	745,419	1,812,331	362,755	2,175,086	
比 較	0		0	7,064	7,064	0	7,064	

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	31,554	23,778	18,817	12,160	70,658	23,500	17,460	237,739	212,704
	補正前	31,554	23,778	18,817	12,160	63,594	23,500	17,460	237,739	212,704
	比 較	0	0	0	0	7,064	0	0	0	0

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	1,335	1,574	648	73,720		26,836			
	補正前	1,335	1,574	648	73,720		26,836			
	比 較	0	0	0	0		0			

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(202) 5	347,311	17,229	121,905	486,445	87,565	574,010	
補正前	(198) 5	346,229	17,229	121,905	485,363	87,565	572,928	
比 較	(4) 0	1,082	0	0	1,082	0	1,082	

職員数における()書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)				
	補正後	467	141	65,082	55,007	1,208				
	補正前	467	141	65,082	55,007	1,208				
	比 較	0	0	0	0	0				

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減額事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		(現に在職する職員数) 計 補正後 295人 0人 295人 補正前 295人 0人 295人 比 較 0人 0人 0人
職員手当	7,064	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	7,064	

報告第2号

令和6年度白浜町繰越明許費繰越について

令和6年度白浜町一般会計補正予算（第8号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度へ繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

令和6年度 白浜町繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源 国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	コンビニ交付サービス導入事業	8,580,000	8,580,000					8,580,000
2. 総務費	1. 総務管理費	トイレカー・防災資機材整備事業	30,813,000	30,813,000		15,346,000	11,300,000		4,167,000
2. 総務費	1. 総務管理費	地籍調査事業	81,504,000	81,504,000		61,128,000			20,376,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得者支援給付金事業	86,619,000	34,834,420		34,834,420			
3. 民生費	1. 社会福祉費	夢の里施設改修事業	2,500,000	1,952,000					1,952,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	経営改善アドバイザー事業	2,597,000	2,597,000					2,597,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	砒湯機械室改築事業	8,800,000	8,800,000			4,200,000		4,600,000
6. 農林水産業費	2. 林業費	椿はなの湯改修事業	3,500,000	3,500,000			3,500,000		
6. 農林水産業費	3. 水産業費	鴨居漁港船揚場改修事業	11,869,000	11,869,000					11,869,000
6. 農林水産業費	3. 水産業費	瀬戸漁港嵩上事業	913,000	913,000		456,000	400,000		57,000
7. 観光費	1. 観光費	宿泊割引クーポン事業	39,395,000	39,394,340				39,394,340	
7. 観光費	1. 観光費	物価高騰対応重点支援地方創生交付金事業	75,000,000	75,000,000		68,825,000			6,175,000
7. 観光費	1. 観光費	姉妹浜記念碑等整備事業	2,000,000	2,000,000					2,000,000
7. 観光費	1. 観光費	南紀白浜観光バスツアー誘客促進事業	4,850,000	4,490,000				4,490,000	
7. 観光費	1. 観光費	国際チャーター便誘致事業	3,000,000	3,000,000					3,000,000
7. 観光費	1. 観光費	茜・千畳茶屋給水設備改修事業	8,310,000	8,310,000			7,400,000		910,000
7. 観光費	1. 観光費	三段壁公衆便所改修事業	8,512,000						
7. 観光費	1. 観光費	平草原公園整備事業	22,070,000	21,132,690			19,000,000		2,132,690

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国庫支出金	地方債	その他
8. 土木費	3. 河川費	血深川浸水対策事業	63,340,000	63,340,000			63,300,000	
								40,000

報告第3号

令和6年度白浜町下水道事業特別会計予算繰越について

地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定により、令和6年度白浜町下水道事業特別会計において別紙のとおり予算繰越をしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

令和6年度白浜町下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本 的支出	1. 建設 改良費	管渠築造 事業	円 34,743,000	円 31,490,800	円 1,809,500	円 904,750	円 900,000	円 4,750	円 1,442,700	円 0	関係者等との調整により工事期間に不測の期間を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 下水道事業 費用	1. 営業 費用	下水道ス tockマ ネジメン ト計画策 定事業	円 21,000,000	円 7,440,000	円 13,560,000	円 6,780,000	円 0	円 6,780,000	円 0	円 0	計画策定に 係る調査に 不測の期間 を要したた め

報告第4号

令和6年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について

地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定により、令和6年度白浜町水道事業特別会計において別紙のとおり予算繰越をしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

令和6年度白浜町水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産購入限度 額	説明
						過年度損益勘定 留保資金			
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	配水設備改 良事業	円 13,000,000	円 0	円 13,000,000	円 13,000,000	円 0	円 0	緊急遮断弁制御盤の 電気部品の納入の遅 延により、年度内に 完成が困難となった ため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産購入限度 額	説明
						営業収益			
1. 水道事業費用	1. 営業費用	次亜塩素酸 ナトリウム 生成装置修 繕事業	円 3,000,000	円 0	円 3,000,000	円 3,000,000	円 0	円 0	修繕用資機材の納入 の遅延により、年度 内に完成が困難とな ったため (本事業は修繕引当 金を取り崩して実施 し、消費税相当額の 繰越を行うもの)

議案第 53 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 工 事 名 | 東白浜地区防災施設整備建築工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 和歌山県西牟婁郡白浜町 1068 番地の 1 |
| 3. 契 約 金 額 | 一金 110,712,800 円 |
| 4. 契約の相手 | 和歌山県西牟婁郡白浜町 1065 番地 10
株式会社喜多工務店
代表取締役 北 裕喜彦 |
| 5. 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |

工 事 請 負 契 約 の 概 要

1. 工 期

令和7年6月 日から

令和8年3月18日まで

2. 契約保証金

免除、ただし工事履行保証、

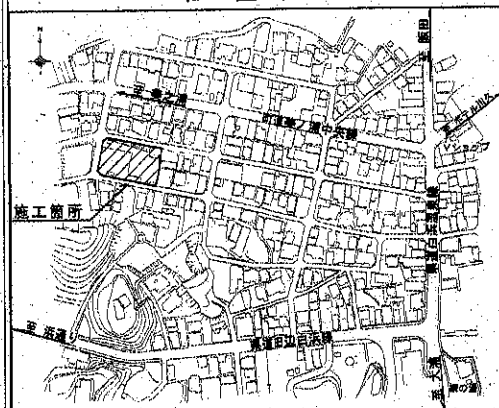
3. 被指名者数

15社

4. 入札年月日

令和7年5月16日

位置図



東白浜地区防災施設整備建築工事

配置図
S=1:200

【建築概要】

敷地面積 1688.74㎡

1階床面積 $17.0 \times 11.5 = 195.5\text{㎡}$

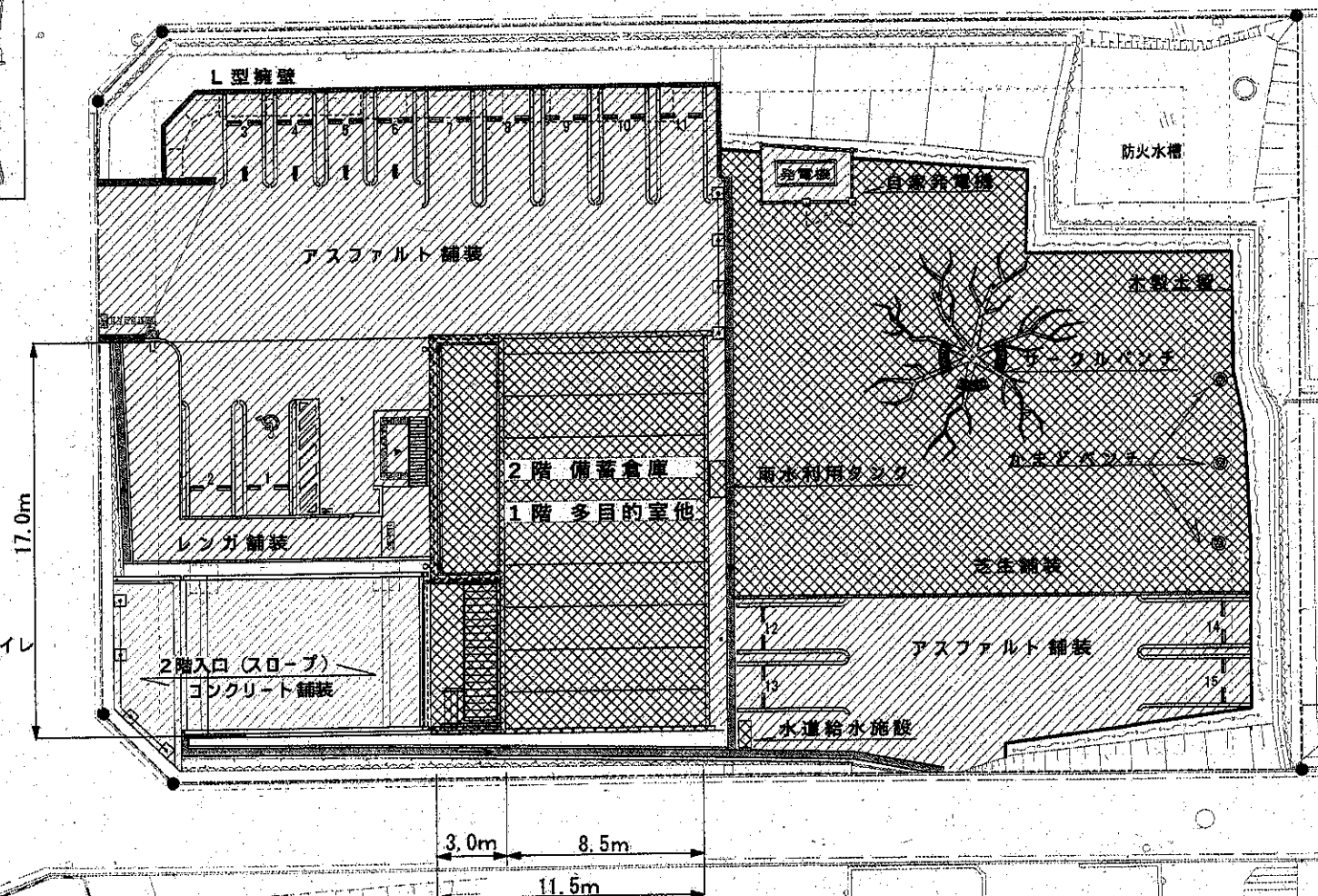
2階床面積 $17.0 \times 8.5 = 144.5\text{㎡}$

延床面積 $195.5 + 144.5 = 340.0\text{㎡}$

規模・構造 地上2階建 鉄骨造

1階 多目的室 事務室 収納室
男子トイレ 女子トイレ 多目的トイレ
湯沸室 シャワー室 物置

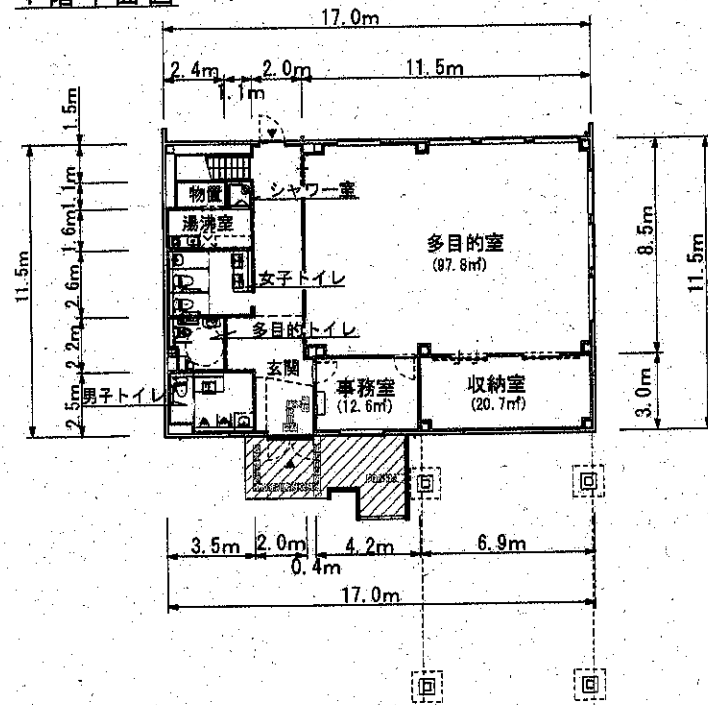
2階 備蓄倉庫



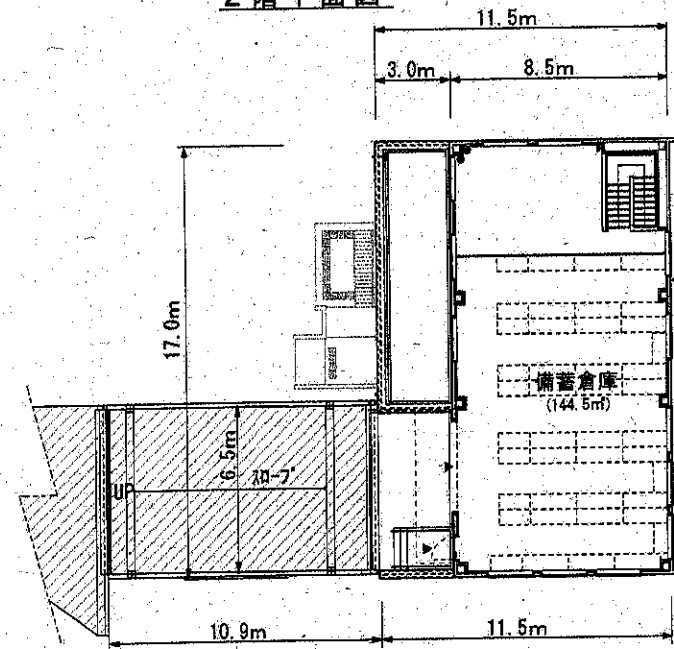
東白浜地区防災施設整備建築工事

S=1:200

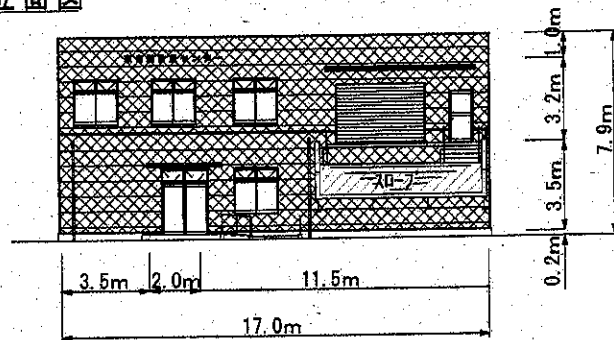
1 階平面図



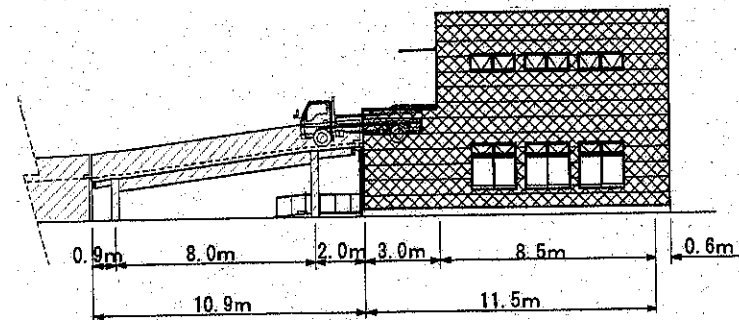
2 階平面図



西立面図



南立面図



議案第54号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 白浜町大型トイレカー購入事業に係る物品購入 |
| 2. 品名及び数量 | 大型トイレカー 1台 |
| 3. 納品場所 | 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
白浜町役場本庁舎 |
| 4. 契約金額 | 一金23,036,291円 |
| 5. 契約の相手 | 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2933番地9
株式会社モンテリオン
代表取締役 佐藤 友香 |
| 6. 契約の方法 | 随意契約 |

物 品 購 入 契 約 の 概 要

1. 納 期

令和7年6月 日から

令和8年3月27日まで

2. 契約保証金

免除

3. 随意契約の理由

本件トイレカーは、製造された車両に株式会社モンテリオンが架装し販売を行っているものであるが、同社は正規販売代理店（以下「代理店」という。）以外の一般の自動車販売店との取引を行っていない。また、和歌山県内に代理店が無く、県外の代理店で購入するよりも、同社から直接購入する方が安価となることから、同社と随意契約を行うもの。

参考資料

大型トイレカー概要

(1) 車両主要諸元

ア 車両	3.5 tトラック型
イ 形状	シングルキャブ
ウ エンジン	ディーゼルエンジン
エ 駆動方式	二輪駆動
オ ミッション	オートマチック式
カ 排気量	2.99 L
キ 車両寸法	全長6,980 mm
	全幅2,250 mm
	全高3,230 mm

(2) 主要な架装

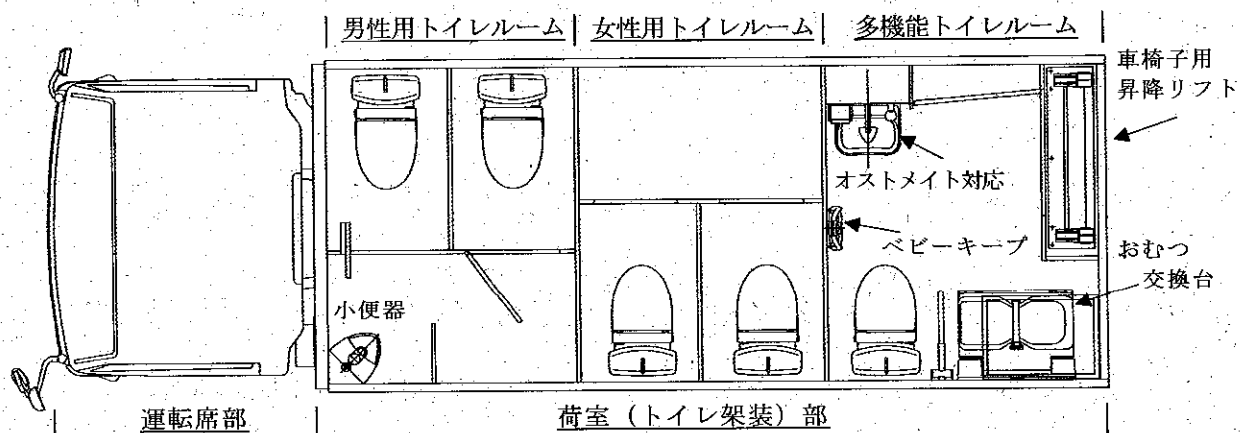
ア トイレ設備

・ 男性用	小便器	1基
	大便器	2基
・ 女性用	大便器	2基
・ 多機能用	大便器	1基
	オストメイト便器	1基
	ベビーキープ	1基
	おむつ交換台	1基
	補助アーム	1基

イ その他装備

・ 車椅子用昇降リフト	1台
・ 給水用タンク	700 L
・ 給水用浄水設備	1台
・ 排水用タンク	960 L

(3) 車両参考図



議案第 5 5 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | G I G A スクール学習用端末購入事業に係る物品購入 |
| 2. 品名及び数量 | 別紙「学習用端末物品明細書」のとおり |
| 3. 納品場所 | 別紙「納品場所」のとおり |
| 4. 契約金額 | 一金 7 6 , 8 4 6 , 0 0 0 円 |
| 5. 契約の相手 | 和歌山県田辺市神子浜一丁目 2 0 番 1 2 号
和歌山電工株式会社
代表取締役 木下 智雄 |
| 6. 契約の方法 | 随意契約 |

学習用端末物品明細書

	機 器 名 称	数 量
1	G I G Aスクール用コンピュータ (C h r o m e 端末) H P F o r t i s F l i p G 1 m 1 1 C h r o m e b o o k (B 1 P K 2 P T # A B J)	1, 4 0 0 台

納品場所

	所 在 地	学 校 名
1	和歌山県西牟婁郡白浜町196番地	白浜第一小学校
2	和歌山県西牟婁郡白浜町2234番地	白浜第二小学校
3	和歌山県西牟婁郡白浜町才野47番地	西富田小学校
4	和歌山県西牟婁郡白浜町中1696番地の2	南白浜小学校
5	和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川579番地	北富田小学校
6	和歌山県西牟婁郡白浜町十九瀬545番地	富田小学校
7	和歌山県西牟婁郡白浜町日置979番地の1	日置小学校
8	和歌山県西牟婁郡白浜町安宅217番地	安宅小学校
9	和歌山県西牟婁郡白浜町安居626番地	安居小学校
10	和歌山県西牟婁郡白浜町2601番地	白浜中学校
11	和歌山県西牟婁郡白浜町栄320番地	富田中学校
12	和歌山県西牟婁郡白浜町日置979番地の2	日置中学校
13	和歌山県西牟婁郡白浜町安居626番地	三舞中学校

物 品 購 入 契 約 の 概 要

1. 納 期

令和7年 6月 日から
令和7年10月31日まで

2. 契約保証金

免除、ただし履行保証保険

3. 随意契約の理由

本件の学習用端末購入事業については、和歌山県内30市町村等で構成する和歌山県市町村教育情報化推進協議会（以下「協議会」という。）が、市町村の事務負担の軽減やスケールメリットの観点から共同調達の方針を示し、協議会が一般競争入札を行い業者選定等を行った。当該入札結果は、時価に比して有利な価格で契約を締結することができるため、随意契約を行うもの。

議案第56号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | はしご付消防自動車更新事業に係る物品購入 |
| 2. 品名及び数量 | はしご付消防自動車 1台 |
| 3. 納品場所 | 和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の259
白浜町消防本部 |
| 4. 契約金額 | 一金163,350,000円 |
| 5. 契約の相手 | 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字里田1407番地の4
和歌山日野自動車株式会社 田辺支店
支店長 田中 勝則 |
| 6. 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |

物 品 購 入 契 約 の 概 要

1. 納 期

令和7年6月 日から

令和8年3月31日まで

2. 契約保証金

免除、ただし履行保証保険

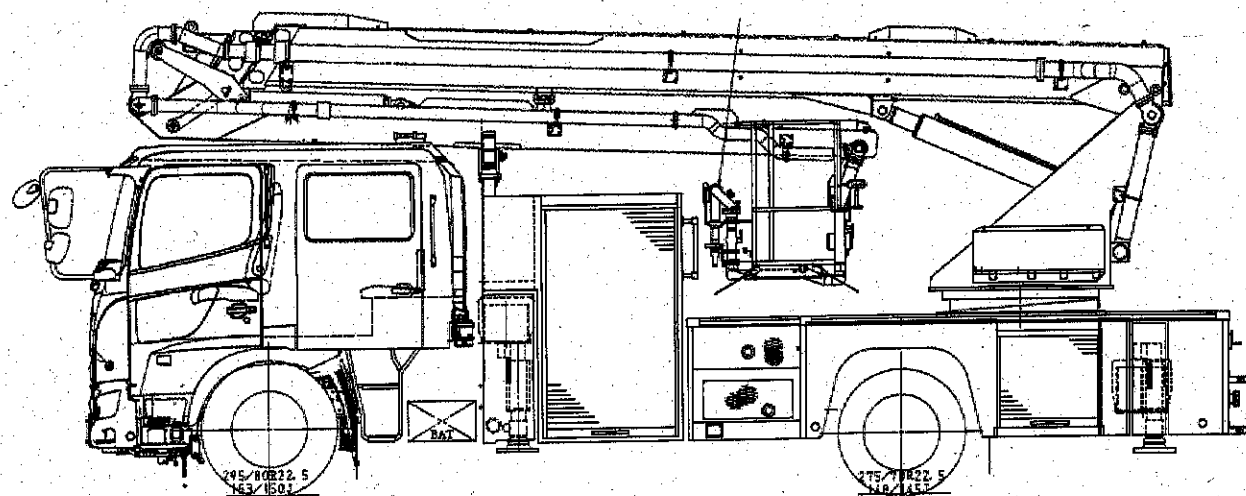
3. 被指名者数

4社

4. 入札年月日

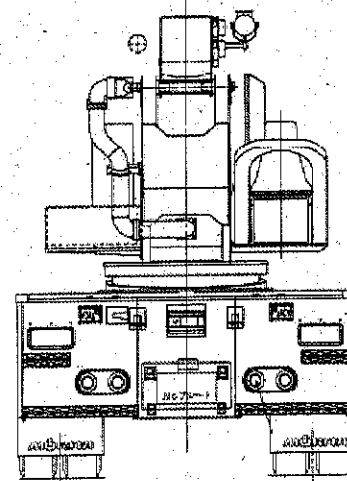
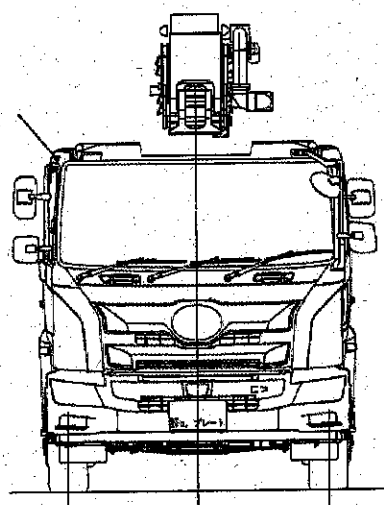
令和7年5月16日

はしご付消防自動車



消防自動車概要

全長	9,050 mm
全幅	2,495 mm
全高	3,650 mm
定員	6名
最大地上高	約 26m
最大作業半径	約 16.5m



議案第57号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 消防車両更新事業（白浜支団第11分団）に係る物品購入 |
| 2. 品名及び数量 | 小型動力ポンプ積載車 1台 |
| 3. 納品場所 | 和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の259
白浜町消防本部 |
| 4. 契約金額 | 一金11,440,000円 |
| 5. 契約の相手 | 和歌山県田辺市高雄三丁目21番14号
有限会社ワカボー
代表取締役 川寄 修司 |
| 6. 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |

物 品 購 入 契 約 の 概 要

1. 納 期

令和7年6月 日から

令和8年3月31日まで

2. 契約保証金

免除

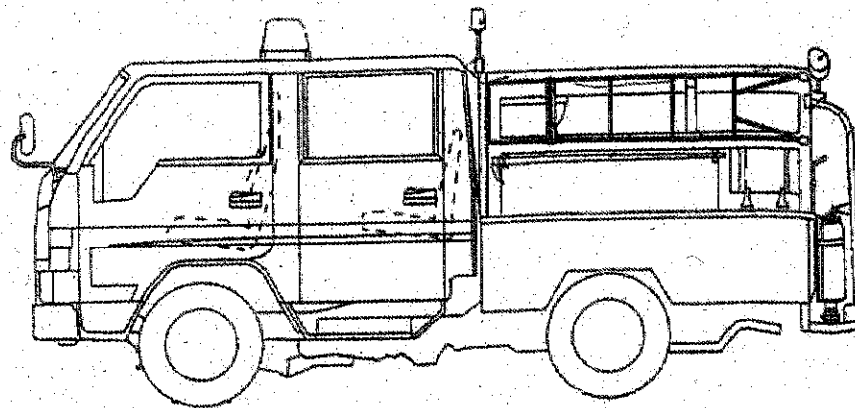
3. 被指名者数

9社

4. 入札年月日

令和7年5月16日

小型動力ポンプ積載車 (白浜支団第11分団)



積載車概要

本体仕様 ジャストロー型ダブルキャブ

全長 4,680 mm

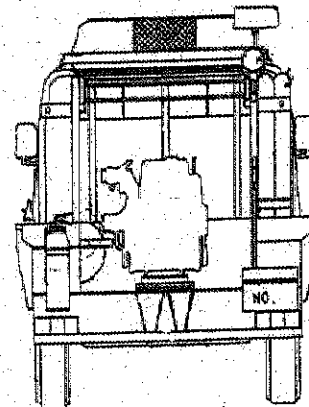
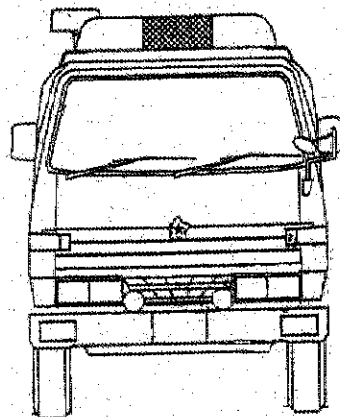
全幅 1,690 mm

全高 2,260 mm

定員 6名

主な装備

- ・小型動力ポンプ
- ・赤色点滅灯



議案第 58 号

白浜町娯楽レクリエーション地区条例の一部を改正する条例について

白浜町娯楽レクリエーション地区条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

娯楽レクリエーション地区内における建築物の建築の制限を見直したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町娯楽レクリエーション地区条例の一部を改正する条例

白浜町娯楽レクリエーション地区条例（平成18年白浜町条例第154号）の一部を次のように改正する。

第2条中「宿泊施設」の次に「及び事務所」を加える。

第3条中「ホテル又は旅館」を「次に掲げる用途に供する建築物」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) ホテル又は旅館
- (2) 階数が2階以下かつ床面積の合計が1,500平方メートル以下の事務所

別表第1中「、第3号及び第4号」を「から第3号まで」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 法別表第二の（に）項第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる建築物
（ただし、第7号及び第8号中「（は）項に掲げる建築物」とあるのは、「（は）
項に掲げる建築物並びに第3号、第4号及び次項に掲げる建築物」とする。）2 事務所で床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの |
|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町娯楽レクリエーション地区条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(娯楽レクリエーション地区の種別) 第2条 白浜都市計画娯楽レクリエーション地区(以下「娯楽レクリエーション地区」という。)のうち、第一種中高層住居専用地域内に定め良好な居住環境を保護しつつ宿泊施設及び事務所の立地を促す区域を第一種地区とし、準工業地域内に定め遊戯施設等のレクリエーション施設の立地を促す区域を第二種地区とし、第二種住居地域内に定め旅館、ホテル等の施設の立地を図りつつ良好な居住環境を保全する区域を第三種地区とする。 (建築の制限の緩和) 第3条 娯楽レクリエーション地区のうち、第一種地区においては、法第48条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる用途に供する建築物を建築することができる。 (1) ホテル又は旅館 (2) 階数が2階以下かつ床面積の合計が1,500平方メートル以下の事務所 別表第1(第4条関係) 法別表第二 (略) (略) (略) (略) (り)項 第1号から第3号までに掲げる建築物 別表第2(第4条関係) 1 法別表第二の(に)項第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる建築物 (ただし、第7号及び第8号中「(は)項に掲げる建築物」とあるのは「(は)項に掲げる建築物並びに第3号、第4号及び次項に掲げる建築物」とする。) 2 事務所で床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	(娯楽レクリエーション地区の種別) 第2条 白浜都市計画娯楽レクリエーション地区(以下「娯楽レクリエーション地区」という。)のうち、第一種中高層住居専用地域内に定め良好な居住環境を保護しつつ宿泊施設_____の立地を促す区域を第一種地区とし、準工業地域内に定め遊戯施設等のレクリエーション施設の立地を促す区域を第二種地区とし、第二種住居地域内に定め旅館、ホテル等の施設の立地を図りつつ良好な居住環境を保全する区域を第三種地区とする。 (建築の制限の緩和) 第3条 娯楽レクリエーション地区のうち、第一種地区においては、法第48条第3項の規定にかかわらず、ホテル又は旅館_____を建築することができる。 別表第1(第4条関係) 法別表第二 (略) (略) (略) (略) (り)項 第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物 別表第2(第4条関係) 法別表第二の(に)項第1号、第2号、第5号から第8号までに掲げる建築物 (ただし、第7号及び第8号中「(は)項に掲げる建築物」とあるのは「(は)項に掲げる建築物並びに第3号及び第4号に掲げる建築物」とする。)

白浜町娯楽レクリエーション地区条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

娯楽レクリエーション地区内における建築物の建築の制限の見直しを行うため、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 娯楽レクリエーション地区第一種地区における建築可能物件の追加

第一種地区における建築可能物件は、ホテル及び旅館としているが、階数が2階以下かつ床面積の合計が1,500平方メートル以下の事務所を建築可能物件として追加する。

(2) 娯楽レクリエーション地区第三種地区における建築物の制限緩和

第三種地区において、床面積の合計が1,500平方メートルを超える建築物の建築を制限しているが、事務所であって床面積の合計が3,000平方メートルを超えないものについては建築を可能とした。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 59 号

令和 7 年度

白浜町一般会計補正予算（第 2 号）

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度白浜町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236,400千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ14,899,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		1,016,816	82,736	1,099,552
	2. 国庫補助金	144,635	82,736	227,371
16. 県支出金		998,533	8,089	1,006,622
	2. 県補助金	345,320	8,089	353,409
19. 繰入金		1,192,406	129,275	1,321,681
	2. 基金繰入金	1,188,637	129,275	1,317,912
21. 諸収入		655,206	4,500	659,706
	5. 雑入	307,870	4,500	312,370
22. 町債		1,541,300	11,800	1,553,100
	1. 町債	1,541,300	11,800	1,553,100
歳入合計		14,663,000	236,400	14,899,400

単位：千円

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		85,188	10,161	95,349
	1. 議会費	85,188	10,161	95,349
2. 総務費		2,710,190	14,897	2,725,087
	1. 総務管理費	2,390,202	12,529	2,402,731
	2. 徴税費	149,803	3,094	152,897
	3. 戸籍住民基本台帳費	64,089	△726	63,363
3. 民生費		3,904,488	84,413	3,988,901
	1. 社会福祉費	2,712,191	77,454	2,789,645
	2. 児童福祉費	1,190,147	6,959	1,197,106
4. 衛生費		1,835,717	1,828	1,837,545
	1. 保健衛生費	876,036	4,869	880,905
	2. 清掃費	959,681	△3,041	956,640
6. 農林水産業費		514,025	12,129	526,154
	1. 農業費	282,942	△6,748	276,194
	2. 林業費	132,285	6,412	138,697

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 水産業費	98,798	12,465	111,263
7. 観光費		469,132	66,821	535,953
	1. 観光費	407,143	66,821	473,964
8. 土木費		936,890	15,229	952,119
	1. 土木管理費	69,066	63	69,129
	2. 道路橋梁費	133,137	4,881	138,018
	4. 都市計画費	252,848	10,285	263,133
9. 消防費		1,457,606	752	1,458,358
	1. 消防費	1,457,606	752	1,458,358
10. 教育費		1,081,834	30,170	1,112,004
	1. 教育総務費	313,966	15,094	329,060
	2. 小学校費	173,000	2,440	175,440
	3. 中学校費	71,277	300	71,577
	5. 社会教育費	281,750	12,336	294,086
歳出	合 計	14,663,000	236,400	14,899,400

第2表 地方債補正

単位：千円

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
I.Tオフィス整備事業	5,800	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

単位：千円

2. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林業施設整備事業	20,500	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	26,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	1,016,816	82,736	1,099,552
16. 県支出金	998,533	8,089	1,006,622
19. 繰入金	1,192,406	129,275	1,321,681
21. 諸収入	655,206	4,500	659,706
22. 町債	1,541,300	11,800	1,553,100
歳入合計	14,663,000	236,400	14,899,400

単位：千円

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	85,188	10,161	95,349				10,161
2. 総務費	2,710,190	14,897	2,725,087		5,800	4,500	4,597
3. 民生費	3,904,488	84,413	3,988,901	76,410			8,003
4. 衛生費	1,835,717	1,828	1,837,545				1,828
6. 農林水産業費	514,025	12,129	526,154		6,000		6,129
7. 観光費	469,132	66,821	535,953	3,888			62,933
8. 土木費	936,890	15,229	952,119	9,535			5,694
9. 消防費	1,457,606	752	1,458,358				752
10. 教育費	1,081,834	30,170	1,112,004	992		2,740	26,438
歳 出 合 計	14,663,000	236,400	14,899,400	90,825	11,800	7,240	126,535

2 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	19,329	76,410	95,739	1. 総務管理費補助金	76,410	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（不足額給付分） 76,410
5. 土木費国庫補助金	34,128	5,830	39,958	3. 住宅費補助金	5,830	住宅耐震補強設計審査補助金 80 住宅耐震改修補助金 5,750
7. 教育費国庫補助金	24,733	496	25,229	6. 社会教育費補助金	496	子ども・子育て支援交付金（学童保育事業） 496
計	144,635	82,736	227,371			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

3. 衛生費県補助金	9,672	3,888	13,560	2. 環境衛生費補助金	3,888	海岸漂着物等地域対策推進事業補助金 3,888
7. 土木費県補助金	5,171	3,705	8,876	5. 住宅費補助金	3,705	住宅耐震改修補助金 3,705
9. 教育費県補助金	99,895	496	100,391	3. 社会教育費補助金	496	子ども・子育て支援補助金（学童保育事業） 496
計	345,320	8,089	353,409			

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

単位: 千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	1,188,637	129,275	1,317,912	1. 財政調整基金繰入金	126,535	財政調整基金繰入金 126,535
				7. 教育基金繰入金	2,740	教育基金繰入金 2,740
計	1,188,637	129,275	1,317,912			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

3. 雑入	301,136	4,500	305,636	2. その他	4,500	コミュニティ助成金 2,500 移住・定住・交流推進支援事業交付金 2,000
計	307,870	4,500	312,370			

(款) 22. 町債

(項) 1. 町債

1. 総務債	298,200	5,800	304,000	16. ITオフィス整備事業債	5,800	ITオフィス整備事業債 5,800
4. 農林水産業債	45,800	6,000	51,800	2. 林業施設整備事業債	6,000	林業施設整備事業債 6,000
計	1,541,300	11,800	1,553,100			

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
歳入合計	14,663,000	236,400	14,899,400			

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 議会費	85,188	10,161	95,349				10,161	2. 給料	4,898	一般職給料（2人）	4,898
								3. 職員手当等	3,213	扶養手当	432
										通勤手当	132
										住宅手当	12
								期末手当	1,051		
								勤勉手当	1,243		
								市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	343		
								4. 共済費	2,050	職員共済組合負担金	2,050
計	85,188	10,161	95,349				10,161				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	432,684	△34,811	397,873				△34,811	2. 給料	△20,786	一般職給料 (37人) △20,786
								3. 職員手当等	△9,211	扶養手当 △90
										通勤手当 △786
4. 会計管理費	35,704	△469	35,235				△469			管理職手当 △360
								3. 職員手当等	△239	児童手当 △65
										期末手当 △3,635
6. まちづくり 推進費	1,009,817	37,131	1,046,948			4,500	32,631			勤勉手当 △3,306
								3. 職員手当等	△239	地域手当 145
										市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) △1,114
								4. 共済費	△4,814	職員共済組合負担金 △4,814
								2. 給料	△102	一般職給料 (3人) △102
										3. 職員手当等
										通勤手当 29
								3. 職員手当等	△239	期末手当 △67
										勤勉手当 △56
										市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) △7
								3. 職員手当等	△239	市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) △7
										4. 共済費
								7. 報償費	800	謝礼金 800
								3. 職員手当等	△239	市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) △7
										4. 共済費
								8. 旅費	180	普通旅費 180
								3. 職員手当等	△239	市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) △7
										4. 共済費

単位：千円

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								10. 需用費	150	消耗品費 50 印刷製本費 100
								11. 役務費	150	手数料 150
								12. 委託料	27,651	保育園留学推進委託料 18,570 調査研究委託料 900 企業誘致視察ツアー受入委託料 481 次期総合戦略策定業務委託料 7,700
								13. 使用料及び賃借料	50	施設使用料 50
								18. 負担金、補助及び交付金	8,150	地域活性化起業人負担金 5,425 新宮白浜区間白浜駅前駐車場利用促進負担金 225 コミュニティ助成金 2,500
9. ITビジネス オフィス管理費	12,422	11,500	23,922		5,800		5,700	12. 委託料	6,599	設計委託料 6,599
								14. 工事請負費	4,901	施設整備工事費 4,901
12. 支所及び出張所費	123,018	△2,189	120,829				△2,189	2. 給料	△834	一般職給料（12人） △834
								3. 職員手当等	△1,518	扶養手当 △114 通勤手当 △237 住宅手当 △324 期末手当 △426 勤勉手当 △358

単位：千円

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										市町村総合事務組合負担金（退職手当分） △59
								4. 共済費	163	職員共済組合負担金 163
14. 防災費	338,657	368	339,025				368	2. 給料	△135	一般職給料（8人） △135
								3. 職員手当等	305	扶養手当 312 通勤手当 75 住宅手当 △325 児童手当 200 期末手当 23 勤勉手当 20
								4. 共済費	198	職員共済組合負担金 198
15. 地籍調査費	76,514	999	77,513				999	2. 給料	407	一般職給料（5人） 407
								3. 職員手当等	198	通勤手当 △129 住宅手当 18 児童手当 60 期末手当 120 勤勉手当 101 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 28
								4. 共済費	394	職員共済組合負担金 394

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	2,390,202	12,529	2,402,731		5,800	4,500	2,229			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	94,990	3,094	98,084				3,094	2. 給料	2,576	一般職給料: (11人)	2,576
								3. 職員手当等	94	扶養手当 △234 通勤手当 292 住宅手当 △372 期末手当 △34 勤勉手当 275 市町村総合事務組合負担金(退職手当分)) 167	
								4. 共済費	424	職員共済組合負担金	424
計	149,803	3,094	152,897				3,094				

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	64,089	△726	63,363				△726	3. 職員手当等	△98	通勤手当	△98
								4. 共済費	△628	職員共済組合負担金	△628
計	64,089	△726	63,363				△726				

単位：千円

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 社会福祉総務費	1,525,957	76,868	1,602,825	76,410			458	2. 給料	△207	一般職給料（11人）△207
								3. 職員手当等	△37	扶養手当157 通勤手当△35 超過勤務手当400 児童手当120 期末手当△248 勤勉手当△407 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）△24
								4. 共済費	△71	職員共済組合負担金△71
								10. 需用費	722	コピー代100 消耗品費400 印刷製本費222
								11. 役務費	1,933	郵便料1,570 振込手数料363
								12. 委託料	3,355	システム改修委託料2,123 給付金業務委託料1,232
								18. 負担金、補助及び交付金	70,000	定額減税補足給付金（不足額給付）70,000
								27. 繰出金	1,173	国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金1,173

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 老人福祉費	1,140,899	731	1,141,630				731	27. 繰出金	731	介護保険特別会計繰出金 731
3. 国民年金費	16,322	△145	16,177				△145	2. 給料	479	一般職給料（2人） 479
								3. 職員手当等	△693	扶養手当 △276
										児童手当 △600
										期末手当 81
								勤勉手当 68		
								市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 34		
								4. 共済費	69	職員共済組合負担金 69
計	2,712,191	77,454	2,789,645	76,410			1,044			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	36,929	8,484	45,413				- 8,484	2. 給料	4,595	一般職給料（2人）4,595
							3. 職員手当等	2,317	扶養手当36 住宅手当12 期末手当1,059 勤勉手当889 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）321	
							4. 共済費	1,572	職員共済組合負担金1,572	
3. 保育所費	742,279	△1,525	740,754				△1,525	2. 給料	554	一般職給料（31人）554
							3. 職員手当等	△824	扶養手当283 通勤手当△282 住宅手当900 管理職手当300 児童手当△20 期末手当△1,037 勤勉手当△1,045 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）77	
							4. 共済費	△1,255	職員共済組合負担金△1,255	
計	1,190,147	6,959	1,197,106				6,959			

単位：千円

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 保健衛生総務費	362, 428	11, 810	374, 238				11, 810	2. 給料	7, 198	一般職給料 (11人) 7, 198
								3. 職員手当等	2, 937	扶養手当 198 通勤手当 170 住宅手当 12 管理職手当 △360 期末手当 1, 244 勤勉手当 1, 357 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) 316
								4. 共済費	1, 675	職員共済組合負担金 1, 675
5. 環境衛生費	169, 618	△6, 941	162, 677				△6, 941	2. 給料	△4, 119	一般職給料 (8人) △4, 119
								3. 職員手当等	△1, 959	扶養手当 138 通勤手当 35 住宅手当 △12 管理職手当 △360 児童手当 160 期末手当 △706 勤勉手当 △926 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) △288
								4. 共済費	△1, 341	職員共済組合負担金 △1, 341
								14. 工事請負費	478	中央墓地転落防止手摺取付工事費 478

(項) 1. 保健衛生費

單位：千元

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	876, 036	4, 869	880, 905				4, 869			

(項) 2. 清掃費

i. 塵芥処理費	723,610	△3,041	720,569				△3,041	2. 給料	1,450	一般職給料 (9人)	1,450
								3. 職員手当等	△3,309	扶養手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)	△396 △483 △30 △1,352 △1,148 100
								4. 共済費	△1,182	職員共済組合負担金	△1,182
計	959,681	△3,041	956,640				△3,041				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 農業総務費	121,335	△6,748	114,587				△6,748	2. 給料	△3,371	一般職給料（14人）△3,371
								3. 職員手当等	△3,163	扶養手当△636 通勤手当39 住宅手当1,163 児童手当△510 期末手当△1,528 勤勉手当△1,283 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）△408
								4. 共済費	△1,664	職員共済組合負担金△1,664
								11. 役務費	71	リサイクル手数料8 自動車登録手数料44 自動車保険料19
								17. 備品購入費	1,372	公用車購入費1,372
								26. 公課費	7	自動車重量税7
計	282,942	△6,748	276,194				△6,748			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3. 林道維持費	55,691	6,108	61,799		6,000		108	14. 工事請負費	6,108	林道城線改良工事費 林道熊野川線改良工事費	1,411 4,697
7. 山村振興対策費	6,474	304	6,778				304	10. 需用費	304	施設修繕料	304
計	132,285	6,412	138,697		6,000		412				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

2. 水産業振興費	38,750	3,280	42,030				3,280	10. 需用費	2,280	施設修繕料 2,280
								18. 負担金、補助及び交付金	1,000	有害水産動物駆除補助金 1,000
4. 漁港建設費	50,606	9,185	59,791				9,185	12. 委託料	9,185	土壌検査委託料 400 浚渫土運搬処理委託料 8,785
計	98,798	12,465	111,263				12,465			

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 土木総務費	68,483	63	68,546				63	2. 給料	261	一般職給料（8人）261
								3. 職員手当等	△327	扶養手当△78 通勤手当21 期末手当△154 勤勉手当△134 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）18
								4. 共済費	129	職員共済組合負担金129
計	69,066	63	69,129				63			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	17,232	1,285	18,517				1,285	10. 需用費	1,285	器具修繕料 1,285
2. 道路維持費	58,964	1,100	60,064				1,100	14. 工事請負費	1,100	道路維持補修工事費 1,100
3. 道路新設改良費	22,041	2,496	24,537				2,496	11. 役務費	1,236	土地鑑定手数料 1,236
								12. 委託料	1,260	測量委託料 1,260
計	133,137	4,881	138,018				4,881			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 都市計画総務費	229,691	10,285	239,976	9,535			750	2. 給料	△3,256	一般職給料（4人） △3,256
								3. 職員手当等	△1,858	通勤手当 △64 住宅手当 △324 期末手当 △675 勤勉手当 △567 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） △228
								4. 共済費	△1,033	職員共済組合負担金 △1,033
								12. 委託料	160	住宅耐震改修設計審査委託料 160
								18. 負担金、補助及び交付金	16,272	住宅耐震改修補助金 13,160 下水道事業特別会計補助金 3,112
計	252,848	10,285	263,133	9,535			750			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 常備消防費	1,194,340	△784	1,193,556				△784	2. 給料	△1,890	一般職給料（58人） △1,890
								3. 職員手当等	△357	扶養手当 52 通勤手当 93 住宅手当 △1,102 児童手当 1,085 期末手当 △293 勤勉手当 △288 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 96
								4. 共済費	1,463	職員共済組合負担金 1,463
3. すさみ消防 受託費	149,878	1,536	151,414				1,536	2. 給料	435	一般職給料（18人） 435
								3. 職員手当等	△411	扶養手当 △300 通勤手当 308 住宅手当 72 児童手当 △560 期末手当 21 勤勉手当 17 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 31
								4. 共済費	1,512	職員共済組合負担金 1,512
計	1,457,606	752	1,458,358				752			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

单位：千元

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2. 事務局費	79,623	8,972	88,595				8,972	2. 給料	3,085	一般職給料（7人）	3,085
								3. 職員手当等	3,209	扶養手当	750
										通勤手当（特別職）	83
										通勤手当	103
										住宅手当	366

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								4. 共済費	△36	職員共済組合負担金 △36
6. 教育諸費	112,756	6,567	119,323				6,567	7. 報償費	100	講師謝礼 100
								10. 需用費	36	電気料 36
								12. 委託料	4,500	調査設計委託料 4,500
								13. 使用料及び賃借料	1,106	G I G Aスクールソフトウェア使用料 1,106
								14. 工事請負費	825	施設整備工事費 825
計	313,966	15,094	329,060				15,094			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	166,330	1,540	167,870			1,540		14. 工事請負費	1,540	施設整備工事費 1,540
2. 教育振興費	6,670	900	7,570			900		7. 報償費	900	講師謝礼 900
計	173,000	2,440	175,440			2,440				

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 教育振興費	14,901	300	15,201			300		7. 報償費	300	講師謝礼 300
計	71,277	300	71,577			300				

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

1. 社会教育総務費	34,471	10,324	44,795				10,324	2. 給料	4,445	一般職給料 (4人)	4,445
								3. 職員手当等	4,283	扶養手当 234 通勤手当 45 住宅手当 12 児童手当 420 期末手当 1,819 勤勉手当 1,442 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)) 311	
								4. 共済費	1,596	職員共済組合負担金	1,596
6. 学童保育費	116,638	2,012	118,650	992			1,020	12. 委託料	2,012	学童保育委託料 送迎委託料	1,089 923
計	281,750	12,336	294,086	992			11,344				
歳出合計	14,663,000	236,400	14,899,400	90,825	11,800	7,240	126,535				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

単位：千円

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他の手当				計
補正後	長 等	3		22,440	8,710 (3.45)	6,425	37,575	5,253	42,828	その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.45)		45,016	9,186	54,202	
	その他の 特 別 職	1,835	69,063				69,063		69,063	
	計	1,850	103,263	22,440	19,526	6,425	151,654	14,439	166,093	
補正前	長 等	3		22,440	8,710 (3.45)	6,342	37,492	4,664	42,156	その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.45)		45,016	9,186	54,202	
	その他の 特 別 職	1,835	69,063				69,063		69,063	
	計	1,850	103,263	22,440	19,526	6,342	151,571	13,850	165,421	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)	83	83	589	672	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特 別 職	0	0				0		0	
	計	0	0	0	0	83	83	589	672	

2 一般職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(202) 291	347,311	1,083,428	868,206	2,298,945	452,378	2,751,323	
補正前	(202) 295	347,311	1,084,141	874,388	2,305,840	450,320	2,756,160	
比 較	(0) △ 4	0	△ 713	△ 6,182	△ 6,895	2,058	△ 4,837	

職員数における()書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	32,040	23,511	18,643	12,160	71,199	23,500	16,680	299,726	265,098
	補正前	31,554	24,245	18,817	12,160	70,799	23,500	17,460	302,821	267,711
	比 較	486	△ 734	△ 174	0	400	0	△ 780	△ 3,095	△ 2,613

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	1,335	1,719	648	75,111		26,836			
	補正前	1,335	1,574	648	74,928		26,836			
	比 較	0	145	0	183		0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	286		1,066,199	746,301	1,812,500	364,813	2,177,313	
補正前	290		1,066,912	752,483	1,819,395	362,755	2,182,150	
比 較	△ 4		△ 713	△ 6,182	△ 6,895	2,058	△ 4,837	

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	32,040	23,044	18,643	12,160	71,058	23,500	16,680	234,644	210,091
	補正前	31,554	23,778	18,817	12,160	70,658	23,500	17,460	237,739	212,704
	比 較	486	△ 734	△ 174	0	400	0	△ 780	△ 3,095	△ 2,613

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	1,335	1,719	648	73,903		26,836			
	補正前	1,335	1,574	648	73,720		26,836			
	比 較	0	145	0	183		0			

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(202) 5	347,311	17,229	121,905	486,445	87,565	574,010	
補正前	(202) 5	347,311	17,229	121,905	486,445	87,565	574,010	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)				
	補正後	467	141	65,082	55,007	1,208				
	補正前	467	141	65,082	55,007	1,208				
	比 較	0	0	0	0	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減額事由別内訳		説 明	備 考										
給 料	△ 713	給与改定に伴う増減分													
		昇給に伴う増加分													
		その他の増減分	△ 713		(現に在職する職員数) <table> <tr> <td>補正後</td> <td>291人</td> <td>0人</td> <td>291人</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td>295人</td> <td>0人</td> <td>295人</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>△4人</td> <td>0人</td> <td>△4人</td> </tr> </table>	補正後	291人	0人	291人	補正前	295人	0人	295人	比 較	△4人
補正後	291人	0人	291人												
補正前	295人	0人	295人												
比 較	△4人	0人	△4人												
職員手当	△ 6,182	制度改正に伴う増減分													
		その他の増減分	△ 6,182												

地域おこし協力隊を活用した保育園留学推進事業について

1. 制度の概要

- (1)地域おこし協力隊：都市部より地方に住民票を異動し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みに対し、国が必要な財政支援を行う制度。
- (2)保育園留学：都市部より子育て世帯を中期間受け入れ、子供は地域の保育園へ通園する移住体験事業。令和7年度より国の財政支援制度の対象となる。

2. 取り組み内容等

担い手としての保育士不足、園児の定員割れ、国際化する社会へ向けて英語教育をはじめとした保護者の様々なニーズに応えるべく、幼少期から多様性に触れることで、次世代を担う地域の子供達に共に生きる力を育み、地域全体を巻き込んだ活性化を実現させるため、現状の保育園留学の更なる推進を図る。

保育園留学を担う保育人材として外国人を想定し、保護者や職員、地域の方との調整役としての地域コーディネーターとして日本人スタッフの計3名を任命し、現在保育園留学を実施している日置保育園に配置し、同時に過疎対策へも寄与することを目的とする。

3. 補正予算額

(1)募集に要する経費	2,970千円
(2)地域おこし協力隊に係る報償費	3,200千円×3名
(3)地域おこし協力隊に係るその他経費	2,000千円×3名
合計	18,570千円
(特別交付税予定額：18,570千円)	

4. 保育園留学実績（令和7年5月現在）

【日置保育園】

R5 5家族16名46泊
R6 10家族27名75泊
R7 5家族18名37泊（予約ベース）

【企業内保育園キラボシ（アドベンチャーワールド）】

R7 10家族30名60泊（予約ベース）

5. 地域おこし協力隊推移（全国）

年度	R3	R4	R5	R6
隊員数	6,015人	6,447人	7,200人	7,910人
自治体数	1,085団体	1,116団体	1,164団体	1,176団体

地域活性化起業人制度による企業人材派遣受入の増員について

1. 制度の概要

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値向上等に繋がる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取り組みに対し国が必要な財政支援を行う制度。

(1)対 象 者 三大都市圏に所在する企業等の社員

(2)受入団体 三代都市圏以外の市町村等

2. 取り組み内容等

(1) 現在派遣を受け入れている企業

【オーエス株式会社】

- ・第3オフィス「ANCHOR」の所有企業
- ・企業誘致の促進、地域連携などの業務に従事
- ・令和6年8月受け入れ開始（最長3年まで延長可能）

【株式会社SENN】

- ・ポスター、チラシ等販促告知物の制作会社
- ・南紀白浜旅先納税（Yanico）の拡大業務に従事
- ・令和6年8月受け入れ開始（最長3年まで延長可能）

【TIS株式会社（副業型）】

- ・国内大手のシステム開発企業
- ・元総務省官僚、元和歌山県庁職員の経歴の者がワーケーション推進業務に従事
- ・令和7年4月受け入れ開始（最長3年まで延長可能）

【TSP太陽株式会社】

- ・株式会社アワーズ等と町内でのイベント実施実績のある企業
- ・広報、事業企画業務に従事
- ・令和7年6月受け入れ開始（最長3年まで延長可能）

(2) 新たに派遣を受け入れる予定の企業

【株式会社オリエンタルコンサルタンツ】

- ・空港オフィス「Office Cloud 9」運営企業
- ・企業誘致や地域連携、公共施設の利活用・運営の検討業務に従事予定
- ・令和7年7月受け入れ開始予定

3. 補正予算額

(1)派遣職員受け入れに要する負担金 4, 4 2 5 千円

(2)派遣職員企画事業に関する負担金 1, 0 0 0 千円

(3)協定締結に係る関連費用 1 8 0 千円

合計 5, 6 0 5 千円

定額減税補足給付金（不足額給付）事業について
（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

1. 趣旨等

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、定額減税の実施とあわせ、調整給付金事業を令和6年度に行った。その調整給付金算定に際しては、推計額を用いて行っており、支給額に不足が生じた場合等に不足額を給付する。

2. 事業内容

- (1) 給付対象者 ①調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して、その差額を支給する。
②給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円を支給する。
- (2) 給付対象件数 2,000人（見込み）
- (3) 不足額給付金算出方法
控除不足額（①＋②）－調整給付金支給額（令和6年）
控除不足額は1万円単位に切上
①令和6年分所得税分の控除不足額
②令和6年度分住民税所得割分の控除不足額

3. 事業費

76,410千円

内訳：給付費 70,000千円

事務費 6,410千円

4. 給付開始

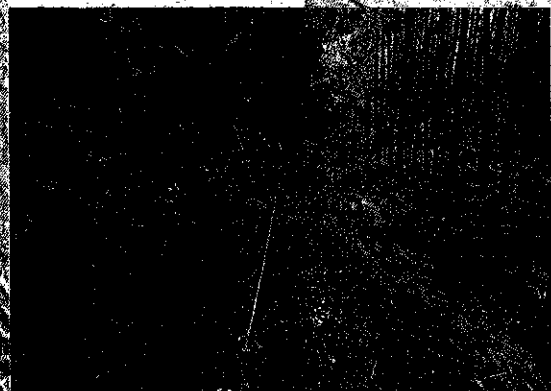
令和7年8月から給付開始予定

林道維持費

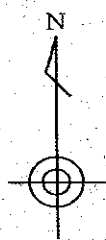
工事請負費

参考資料

林道熊野川線改良工事



林道城線改良工事



位置図

議案第 60 号

令和 7 年度

白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度白浜町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,580千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,721,580千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		309,971	1,580	311,551
	1. 他会計繰入金	239,013	1,173	240,186
	2. 基金繰入金	70,958	407	71,365
歳入合計		2,720,000	1,580	2,721,580

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		53,230	1,580	54,810
	1. 総務管理費	46,642	1,580	48,222
歳 出 合 計		2,720,000	1,580	2,721,580

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	309,971	1,580	311,551
歳入合計	2,720,000	1,580	2,721,580

(歳 出)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	53,230	1,580	54,810				1,580
歳 出 合 計	2,720,000	1,580	2,721,580				1,580

2 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

単位: 千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	239,013	1,173	240,186	5. 職員給与費等繰入金	1,173	職員給与費等繰入金 1,173
計	239,013	1,173	240,186			

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 国民健康保険基金繰入金	70,958	407	71,365	1. 国民健康保険基金繰入金	407	国民健康保険基金繰入金 407
計	70,958	407	71,365			

歳入合計	2,720,000	1,580	2,721,580			
------	-----------	-------	-----------	--	--	--

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	44,900	1,580	46,480				1,580	2. 給料	250	一般職給料（4人）
								3. 職員手当等	745	扶養手当 414 通勤手当 △70 住宅手当 △294 児童手当 430 期末手当 135 勤勉手当 113 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 17
								4. 共済費	178	職員共済組合負担金 178
								12. 委託料	407	システム改修委託料 407
計	46,642	1,580	48,222				1,580			
歳出合計	2,720,000	1,580	2,721,580				1,580			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(7) 4	7,793	16,537	14,677	39,007	8,112	47,119	
補正前	(7) 4	7,793	16,287	14,362	38,442	7,934	46,376	
比 較	(0) 0	0	250	315	565	178	743	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	1,284	348	42	50	1,500			5,594	4,701
	補正前	870	418	336	50	1,500			5,459	4,588
	比 較	414	△ 70	△ 294	0	0			135	113

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後				1,158					
	補正前				1,141					
	比 較				17					

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	4		16,537	11,722	28,259	6,126	34,385	
補正前	4		16,287	11,407	27,694	5,948	33,642	
比 較	0		250	315	565	178	743	

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	1,284	348	42	50	1,500			3,989	3,351
	補正前	870	418	336	50	1,500			3,854	3,238
	比 較	414	△ 70	△ 294	0	0			135	113

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後				1,158					
	補正前				1,141					
	比 較				17					

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(7)	7,793		2,955	10,748	1,986	12,734	
補正前	(7)	7,793		2,955	10,748	1,986	12,734	
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)				
	補正後			1,605	1,350					
	補正前			1,605	1,350					
	比 較			0	0					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減額事由別内訳	説 明	備 考
給 料	250	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	250	(現に在職する職員数) その他 計 補正後 4人 0人 4人 補正前 4人 0人 4人 比 較 0人 0人 0人
	315	制度改正に伴う増減分		
職員手当		その他の増減分	315	

議案第 61 号

令和 7 年度

白浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和7年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度白浜町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ

3,346,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		582,970	731	583,701
	1. 一般会計繰入金	544,874	731	545,605
歳入合計		3,346,000	731	3,346,731

単位：千円

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		93,434	731	94,165
	1. 総務管理費	61,004	731	61,735
歳 出	合 計	3,346,000	731	3,346,731

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	582,970	731	583,701
歳入合計	3,346,000	731	3,346,731

(歳 出)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	93,434	731	94,165				731
歳 出 合 計	3,346,000	731	3,346,731				731

2 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. その他一般会計繰入金	137,877	731	138,608	1. 職員給与費等繰入金	731	職員給与費等繰入金 731
計	544,874	731	545,605			
歳入合計	3,346,000	731	3,346,731			

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	60,677	731	61,408				731	2. 給料	370	一般職給料（6人） 370
								3. 職員手当等	120	通勤手当 △64
										期末手当 86
										勤勉手当 72
								市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 26		
								4. 共済費	241	職員共済組合負担金 241
計	61,004	731	61,735				731			
歳出合計	3,346,000	731	3,346,731				731			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(12) 10	26,280	40,380	35,268	101,928	19,906	121,834	
補正前	(12) 10	26,280	40,010	35,148	101,438	19,665	121,103	
比 較	(0) 0	0	370	120	490	241	731	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	726	712	672		3,500		360	14,210	12,258
	補正前	726	776	672		3,500		360	14,124	12,186
	比 較	0	△ 64	0		0		0	86	72

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後				2,830					
	補正前				2,804					
	比 較				26					

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	10		40,380	25,587	65,967	13,436	79,403	
補正前	10		40,010	25,467	65,477	13,195	78,672	
比 較	0		370	120	490	241	731	

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	726	712	672		3,500		360	8,949	7,838
	補正前	726	776	672		3,500		360	8,863	7,766
	比 較	0	△ 64	0	0	0			86	72

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後				2,830					
	補正前				2,804					
	比 較				26					

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(12)	26,280		9,681	35,961	6,470	42,431	
補正前	(12)	26,280		9,681	35,961	6,470	42,431	
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0	

職員数における()書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)				
	補正後			5,261	4,420					
	補正前			5,261	4,420					
	比 較			0	0					

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減額事由別内訳	説 明	備 考
給 料	370	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	370	(現に在職する職員数) 計 補正後 10人 0人 10人 補正前 10人 0人 10人 比 較 0人 0人 0人
職員手当	120	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	120	

議案第62号

令和7年度

白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度白浜町下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
第1款 下水道事業収益	417,303千円	3,112千円	420,415千円
第2項 営業外収益	284,502千円	3,112千円	287,614千円
支 出			
	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	417,303千円	3,112千円	420,415千円
第1項 営業費用	397,607千円	3,112千円	400,719千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
（1）職員給与費	29,262千円	3,112千円	32,374千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条に定めた下水道事業に助成するために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「166,550千円」を
「169,662千円」に改める。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業収益			417,303	3,112	420,415	
	2. 営業外収益		284,502	3,112	287,614	
		2. 他会計補助金	166,550	3,112	169,662	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			417,303	3,112	420,415	
	1. 営業費用		397,607	3,112	400,719	
		3. 業務費	15,568	3,112	18,680	

令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）基礎資料

（款）下水道事業収益

（項）営業外収益

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 他会計補助金	166,550	3,112	169,662	1. 他会計補助金	3,112	一般会計補助金
計	284,502	3,112	287,614			

（款）下水道事業費用

（項）営業費用

3. 業務費	15,568	3,112	18,680	2. 手当	497	期末手当 261 勤勉手当 236
				3. 報酬	1,910	パートタイム会計年度任用職員給料
				4. 法定福利費	426	職員組合負担金等 167 社会保険料 221 雇用保険料 38
				15. 賞与引当金繰入額	240	賞与引当金繰入
				16. 法定福利費引当金繰入額	39	法定福利費引当金繰入
計	397,607	3,112	400,719			

給 与 費 明 細 書

(1) 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員		(1) 4	1,910	16,265	8,961	27,136	5,238	32,374
	資本勘定支弁職員								
	合 計		(1) 4	1,910	16,265	8,961	27,136	5,238	32,374
補正前	損益勘定支弁職員		(0) 4	0	16,265	8,224	24,489	4,773	29,262
	資本勘定支弁職員								
	合 計		(0) 4	0	16,265	8,224	24,489	4,773	29,262
比 較	損益勘定支弁職員		(1) 0	1,910	0	737	2,647	465	3,112
	資本勘定支弁職員		0	0	0	0	0	0	0
	合 計		(1) 0	1,910	0	737	2,647	465	3,112

職員数における () 書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	570	181	348		450	360	2,889	2,656
	補正前	570	181	348		450	360	2,497	2,311
	比 較	0	0	0		0	0	392	345

職員手当 の内訳	区 分	市町村総合事務 組合負担金	児童手当						
	補正後	1,592	380						
	補正前	1,127	380						
	比 較	465	0						

ア、会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員		4		16,265	8,224	24,489	4,773	29,262
	資本勘定支弁職員								
	合 計		4		16,265	8,224	24,489	4,773	29,262
補 正 前	損益勘定支弁職員		4		16,265	8,224	24,489	4,773	29,262
	資本勘定支弁職員								
	合 計		4		16,265	8,224	24,489	4,773	29,262
比 較	損益勘定支弁職員		0		0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員		0		0	0	0	0	0
	合 計		0		0	0	0	0	0

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	570	181	348		450	360	2,497	2,311
	補正前	570	181	348		450	360	2,497	2,311
	比 較	0	0	0		0	0	0	0

職員手当 の内訳	区 分	市町村総合事務 組合負担金	児童手当					
	補正後	1,127	380					
	補正前	1,127	380					
	比 較	0	0					

イ、会計年度任用職員

区 分		職 員 数	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	(1)	1,910	0	737	2,647	465	3,112
	資本勘定支弁職員							
	合 計	(1)	1,910	0	737	2,647	465	3,112
補正前	損益勘定支弁職員	(0)	0	0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員							
	合 計	(0)	0	0	0	0	0	0
比 較	損益勘定支弁職員	(1)	1,910	0	737	2,647	465	3,112
	資本勘定支弁職員							
	合 計	(1)	1,910	0	737	2,647	465	3,112

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務 組合負担金		
	補正後	0	0	392	345	465		
	補正前							
	比 較	0	0	392	345	465		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細				
区 分	増減額	増減額事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		職員数の異動状況 (現に在職する職員数)
				補正後 4 人 0 人 4 人 補正前 4 人 0 人 4 人 比 較 0 人 0 人 0 人
職員手当	737	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	737	

令和7年度白浜町下水道事業特別会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

円

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	6,454,420
減価償却費	192,494,000
賞与引当金の増減額(△は減少)	138,000
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	7,000
長期前受金戻入額	△ 94,603,000
受取利息及び配当金	△ 1,000
支払利息	13,696,000
未収金の増減額(△は増加)	7,718,872
未払金の増加額	1,425,840
前受金・預り金の増減	0
小計	127,330,132
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△ 13,696,000
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	113,635,132

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 4,181,818
国庫等補助金による収入	1,849,092
基金取崩しによる収入	384,000
基金への積立による支出	△ 385,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 2,333,726

	円
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,600,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 88,830,000
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	<u>△ 87,230,000</u>
4. 資金に係る換算差額	0
5. 資金増加額（△は減少額）④＝①＋②＋③	24,071,406
6. 資金期首残高	<u>59,898,737</u>
7. 資金期末残高	<u><u>83,970,143</u></u>

令和7年度白浜町下水道事業特別会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部		円	円	円	円
1 固 定 資 産					
(1) 有形固定資産					
イ 土 地			866,816,946		
ロ 建 物	728,457,295				
減価償却累計額	<u>△ 40,352,654</u>		688,104,641		
ハ 構 築 物	4,738,307,402				
減価償却累計額	<u>△ 473,182,317</u>		4,265,125,085		
ニ 機械及び装置	287,121,936				
減価償却累計額	<u>△ 59,506,420</u>		227,615,516		
ホ 車両運搬具	1,134,720				
減価償却累計額	<u>△ 770,986</u>		363,734		
ヘ 工具器具及び備品	1,460,534				
減価償却累計額	<u>△ 164,220</u>		1,296,314		
有形固定資産合計				6,049,322,236	

	円	円	円	円
(2) 投資その他の資産				
イ 基 金		<u>616,334</u>		
投資その他の資産合計			<u>616,334</u>	
固定資産合計				6,049,938,570
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			83,970,143	
(2) 未 収 金			<u>8,325,694</u>	
流動資産合計				<u>92,295,837</u>
資 産 合 計				<u>6,142,234,407</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債			<u>978,033,111</u>	
固定負債合計				978,033,111
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債			91,975,775	
(2) 未 払 金			9,755,760	
(3) 引 当 金			3,103,000	
(4) 預 り 金			<u>31,170</u>	
流動負債合計				104,865,705

	円	円	円	円
5 繰延収益				
(1) 長期前受金		2,829,341,013		
(2) 収益化累計額		<u>△ 282,410,369</u>		
繰延収益合計			<u>2,546,930,644</u>	
負債合計			<u>3,629,829,460</u>	

資 本 の 部

6 資本金				
(1) 固有資本金		1,956,242,644		
(2) 出資金		<u>93,492,000</u>		
資本金合計			2,049,734,644	
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額	2,325,440			
ロ 補助交付金	145,753			
ハ 国庫補助金	<u>432,245,753</u>			
資本剰余金合計		434,716,946		

	円	円	円	円
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 当年度未処分利益剰余金		<u>27,953,357</u>		
利益剰余金合計			<u>27,953,357</u>	
剰 余 金 合 計				<u>462,670,303</u>
資 本 合 計				<u>2,512,404,947</u>
負 債 資 本 合 計				<u>6,142,234,407</u>

報告第5号

令和6年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度白浜町土地開発公社の経営状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）を別紙のとおり提出する。

令和7年6月3日提出

白浜町長 大江 康弘

令和6年度

白浜町土地開発公社決算書

白 浜 町 土 地 開 発 公 社

目 次

1. 令和6年度 白浜町土地開発公社事業報告書1
2. 令和6年度 白浜町土地開発公社損益計算書2
3. 令和6年度 白浜町土地開発公社貸借対照表3
4. 令和6年度 白浜町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書4
5. 令和6年度 白浜町土地開発公社財産目録5
6. 令和6年度 白浜町土地開発公社決算報告書6

令和6年度 白浜町土地開発公社事業報告書

事業概要について

(1) 土地の処分

峠砦土地造成事業用地2区画、305.39㎡を13,812,237円で売却した。

(2) 手持資産状況は次のとおりである。

事業用地名	面積 (㎡)	備 考
白浜駅前環境整備事業用地	919.05	
小 計 (公有用地)	919.05	
上垣内土地造成事業用地	355.13	
峠砦土地造成事業用地	5,860.05	
中田土地造成事業用地	1,244.57	
小 計 (完成土地等)	7,459.75	
合 計	8,378.80	

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益

(1) 土地造成事業収益	13,812,237	
(2) 附帯等事業収益	6,424,300	20,236,537

2 事業原価

(1) 土地造成事業原価	13,812,237	13,812,237
事業総利益		6,424,300

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費	3,027,839	3,027,839
事業利益		3,396,461

4 事業外収益

(1) 受取利息	9,558	
(2) 雑収益	873,140	882,698

5 事業外費用

(1) 支払利息	316,280	316,280
経常利益		3,962,879
税引前当期純利益		3,962,879

6 法人税等

(1) 法人税等	71,000	71,000
当期純利益		3,891,879

貸 借 対 照 表
(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

1 流動資産

(1) 現金及び預金	41,448,993
(2) 事業未収金	507,100
(3) 公有用地	28,480,799
(4) 完成土地等	149,960,462
(5) 前払費用	22,006

流動資産合計

220,419,360

資 産 合 計

220,419,360

負 債 の 部

1 流動負債

(1) 未払法人税等	71,000
(2) 未払費用	161,095
(3) 前受収益	230,000

流動負債合計

462,095

2 固定負債

(1) 長期借入金	199,000,000
-----------	-------------

固定負債合計

199,000,000

負 債 合 計

199,462,095

資 本 の 部

1 資本金

(1) 基本財産	10,000,000
----------	------------

資本金合計

10,000,000

2 準備金

(1) 前期繰越準備金	7,065,386
(2) 当期純利益	3,891,879

準備金合計

10,957,265

資 本 合 計

20,957,265

負 債 資 本 合 計

220,419,360

キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 公有地取得事業収入	0
(2) 土地造成事業収入	13,812,237
(3) その他事業収入	7,373,240
(4) 公有地取得事業支出	0
(5) 土地造成事業支出	0
(6) その他事業支出	0
(7) 人件費支出	0
(8) その他の業務支出	△3,140,094
小計	<u>18,045,383</u>
(9) 利息の受取額	9,558
(10) 利息の支払額	△316,280
(11) 法人税等の支払額	△71,000
事業活動によるキャッシュ・フロー計	<u>17,667,661</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー計	<u>0</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 長期借入による収入	0
(2) 長期借入金の返済による支出	△10,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー計	<u>△10,000,000</u>
4 現金及び現金同等物増加額	<u>7,667,661</u>
5 現金及び現金同等物期首残高	<u>33,781,332</u>
6 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>41,448,993</u></u>

財産目録

(令和7年3月31日現在)

(資産の部)

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額	額
1. 流動資産			220,419,360
(1) 現金及び預金			41,448,993
	普通預金	31,448,993	
	紀陽銀行（決済用）	11,580,096	
	紀陽銀行（附帯事業）	19,676,325	
	紀南農業協同組合	192,572	
	定期預金	10,000,000	
	紀陽銀行	5,000,000	
	紀南農業協同組合	5,000,000	
(2) 事業未収金			507,100
	事業未収金	507,100	
(3) 公有用地			28,480,799
(4) 完成土地等			149,960,462
(5) 前払費用			22,006
資産の部合計			220,419,360

(負債の部)

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額	額
1. 流動負債			462,095
(1) 未払法人税等			71,000
(2) 未払費用			161,095
(3) 前受収益			230,000
2. 固定負債			199,000,000
(1) 長期借入金			199,000,000
	白浜町水道事業	199,000,000	
負債の部合計			199,462,095
差引純資産			20,957,265

令和6年度白浜町土地開発公社決算報告書

収益的收入及び支出

収入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額				決算額	差引増減	説明
				当初	補正	繰越額	合計			
1. 事業収益				28,371,000	0	0	28,371,000	20,236,537	△8,134,463	
	1. 土地造成事業収			22,491,000	0	0	22,491,000	13,812,237	△8,678,763	
		1. 完成土地等売却収益		22,491,000	0	0	22,491,000	13,812,237	△8,678,763	
			1. 完成土地等売却収益	22,491,000	0	0	22,491,000	13,812,237	△8,678,763	
	2. 附帯等事業収益			5,880,000	0	0	5,880,000	6,424,300	544,300	
		1. 附帯事業収益		5,880,000	0	0	5,880,000	6,424,300	544,300	
			1. 駐車場事業収益	5,880,000	0	0	5,880,000	6,424,300	544,300	
2. 事業外収益				874,000	0	0	874,000	882,698	8,698	
	1. 受取利息			1,000	0	0	1,000	9,558	8,558	
		1. 受取利息		1,000	0	0	1,000	9,558	8,558	
			1. 受取利息	1,000	0	0	1,000	9,558	8,558	
	2. 雑収益			873,000	0	0	873,000	873,140	140	
		1. その他の雑収益		873,000	0	0	873,000	873,140	140	
			1. その他の雑収益	873,000	0	0	873,000	873,140	140	
計				29,245,000	0	0	29,245,000	21,119,235	△8,125,765	

支 出

(単位:円)

款	項	目	節	予 算 額				決算額	不用額	説 明
				当初	補正	流用増減額	合計			
1. 事業原価				16,051,000	0	0	16,051,000	13,812,237	2,238,763	
	1. 土地造成事業原価			16,051,000	0	0	16,051,000	13,812,237	2,238,763	
		1. 完成土地等売却原価		16,051,000	0	0	16,051,000	13,812,237	2,238,763	
			1. 完成土地等売却原価	16,051,000	0	0	16,051,000	13,812,237	2,238,763	
2. 販売費及び一般管理費				6,956,000	0	0	6,956,000	3,027,839	3,928,161	
	1. 販売費及び一般管理費			6,956,000	0	0	6,956,000	3,027,839	3,928,161	
		1. 経 費		2,833,000	0	0	2,833,000	1,117,956	1,715,044	
			1. 旅 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
			2. 需 用 費	2,000	0	0	2,000	506	1,494	ゴム印 506円
			3. 役 務 費	250,000	0	0	250,000	3,190	246,810	振込手数料 1,870円 残高証明手数料 1,320円
			4. 委 託 料	666,000	0	0	666,000	530,860	135,140	税理士委託業務費 396,000円 草刈委託業務費 134,860円
			5. 使用料・賃借料	410,000	0	0	410,000	409,200	800	会計システム賃貸借料 409,200円
			6. 負担金補助及び交付金	1,200,000	0	0	1,200,000	0	1,200,000	
			7. 公租公課費	200,000	0	0	200,000	174,200	25,800	固定資産税・都市計画税 174,200円
			8. 雑 費	100,000	0	0	100,000	0	100,000	
		2. 白浜駅前駐車場経費		4,123,000	0	0	4,123,000	1,909,883	2,213,117	
			1. 需 用 費	400,000	0	0	400,000	67,323	332,677	電気代 67,323円
			2. 役 務 費	44,000	0	0	44,000	33,010	10,990	総合賠償保険 33,010円
			3. 委 託 料	2,915,000	0	0	2,915,000	1,748,450	1,166,550	運営管理業務委託料 1,748,450円
			4. 工事請負費	500,000	0	0	500,000	0	500,000	
			5. 公租公課費	164,000	0	0	164,000	61,100	102,900	消費税 61,100円

(単位:円)

款	項	目	節	予 算 額				決算額	不用額	説 明
				当初	補正	流用増減額	合計			
			6. 雑 費	100,000	0	0	100,000	0	100,000	
3. 事業外費用				396,000	0	0	396,000	316,280	79,720	
	1. 支払利息			396,000	0	0	396,000	316,280	79,720	
		1. 支払利息		396,000	0	0	396,000	316,280	79,720	
			1. 支払利息	396,000	0	0	396,000	316,280	79,720	
4. 予 備 費				500,000	0	0	500,000	0	500,000	
	1. 予 備 費			500,000	0	0	500,000	0	500,000	
		1. 予 備 費		500,000	0	0	500,000	0	500,000	
			1. 予 備 費	500,000	0	0	500,000	0	500,000	
計				23,903,000	0	0	23,903,000	17,156,356	6,746,644	

資本的收入及び支出
収入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額				決算額	差引増減	説明
				当初	補正	流用増減額	合計			
1. 資本的收入				10,000,000	0	0	10,000,000	0	△10,000,000	
	1. 長期借入金			10,000,000	0	0	10,000,000	0	△10,000,000	
		1. 長期借入金		10,000,000	0	0	10,000,000	0	△10,000,000	
			1. 長期借入金	10,000,000	0	0	10,000,000	0	△10,000,000	
計				10,000,000	0	0	10,000,000	0	△10,000,000	

支出

(単位:円)

款	項	目	節	予算額				決算額	不用額	説明
				当初	補正	流用増減額	合計			
1. 資本の支出				20,080,000	0	0	20,080,000	10,071,000	10,009,000	
	1. 長期借入金償還			20,000,000	0	0	20,000,000	10,000,000	10,000,000	
		1. 長期借入金償還		20,000,000	0	0	20,000,000	10,000,000	10,000,000	
			1. 長期借入金償還	20,000,000	0	0	20,000,000	10,000,000	10,000,000	
	2. 法人税等			80,000	0	0	80,000	71,000	9,000	
		1. 法人税等		80,000	0	0	80,000	71,000	9,000	
			1. 法人税等	80,000	0	0	80,000	71,000	9,000	法人町県民税均等割額 71,000円
計				20,080,000	0	0	20,080,000	10,071,000	10,009,000	

令和6年度白浜町土地開発公社決算監査意見書

定款第20条の規定により、令和6年度白浜町土地開発公社事業報告書及び決算書について監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

記

事業報告書、決算書と監査にあたって提出された諸帳簿、証拠書類を照合し必要に応じ説明を求めるなどにより監査を行ったところ、その会計手続きは適正であり収支についても誤りがないことを認める。

令和7年4月25日

白浜町土地開発公社

監事

吉田 進 

監事

近 成 紀 